

令和 8 年度諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援 事業費補助金交付要領

1 趣旨

市は、大会出場に要する経費など物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を図り、もって子どもたちのスポーツや文化芸術活動に取り組む機会を確保するため、諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、諫早市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 53 号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ 市内で活動し、スポーツ又は文化芸術活動を通じて児童生徒の健全育成を図る団体であって、諫早市地域クラブ認定制度について（令和 7 年 2 月 12 日付け学校教育課長通知）に基づき諫早市地域クラブに認定されたものをいう。
- (2) 地域展開 学校が主体となっていて行っている学校部活動の指導を地域クラブに展開することをいう。
- (3) 社会体育団体等 地域スポーツクラブ、スポーツ少年団その他の地域社会等で主として体育・スポーツ、運動競技又はレクリエーションなどの事業及び活動を目的とする公の支配に属さない団体をいう。
- (4) 芸術鑑賞事業主催者 市が補助金の対象と認めた芸術鑑賞事業を主催する者をいう。
- (5) 小学生 諫早市立小学校に通う児童をいう。
- (6) 中学生 諫早市立中学校に通う生徒をいう。
- (7) 小中学生 小学生及び中学生をいう。

3 補助対象団体、補助対象経費及び補助額

補助対象団体、補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

区分	補助対象団体	補助対象経費	補助額
活動経費補助	次に掲げるいずれかの団体 (1) 地域クラブ (2) 中学校部活動（休日の部活動を地域展開していない部活動に限る。） (3) 社会体育団体等	次に掲げる経費 (1) 保護者が負担する大会出場（遠征を含む。）に要する経費 (2) 日常の活動にて使用する用具若しくは楽器の購入又は修繕に要する経費（保護者が負担する経費に限る。）	補助対象経費の額又は小学生1人当たり2,000円に、団体に属する小学生の数を乗じて得た額及び中学生1人当たり4,000円に、団体に属する中学生の数を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額。）
芸術鑑賞補助	芸術鑑賞事業主催者	保護者が負担する芸術鑑賞事業の入場に要する経費	補助対象経費の額又は小中学生1人当たり2,000円に、入場した小中学生の数を乗じて得た額のうち、いずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額。）

4 交付の申請

補助金の交付を受けようとする団体は、諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 地域クラブ、中学校部活動及び社会体育団体等にあつては、団体の構成を明らかにする書類

(4) 芸術鑑賞事業主催者にあつては、小中学生の入場者を明らかにする書類

(5) その他市長が必要と認める書類

5 交付決定

市長は、4の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

6 補助金の請求

5の規定による交付決定の通知を受けた者は、諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金交付請求書(様式第3号)により、市長に対し補助金を請求するものとする。

7 実績報告

実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い日までとし、諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

8 補助金の交付方法

補助金は、概算払の方法により交付することができる。

附 則

この要領は、令和８年７月２４日から施行し、令和８年４月１日以後に実施した事業から適用する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

諫早市長 様

(申請者)

住所

団体名

代表者

連絡先

諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金交付申請書

諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金の交付を受けたいので、諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金交付要領４の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 活動内容

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 次に掲げる補助区分に応じた書類

ア 活動経費補助 団体の構成を明らかにする書類（規約、会則、構成員名簿等）

イ 芸術鑑賞補助 芸術鑑賞事業小中学生入場者名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号

令和 第 年 月 日 号

団体名
代表者

様

諫早市長

諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、以下のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件
 - (1) この補助金は目的以外の経費に使用してはならない。
 - (2) 諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金交付要領及び諫早市補助金等交付規則を遵守すること。

様式第 3 号

令和 年 月 日

諫早市長 様

(申請者)
住 所
団体名
代表者 印

諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金交付請求書

諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金交付要領 6 の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

様式第 4 号

令和 年 月 日

諫早市長 様

(申請者)

住 所

団体名

代表者

諫早市いさはや小中学生スポーツ・文化活動応援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日(文書番号)で交付決定の通知があった標記補助金について、その実績を関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類